



3 前項の地方労働委員会の委員であつて、当該地方労働委員会の委員定数のうち労働組合法第十九条第二十項の改正規定により増加した数を充當するため新たに任命されたものの任期は、同条同項本文において準用する同条第十一項本文の規定にかかわらず、任命の日からこの法律施行の際現に当該地方労働委員会の委員である者の任期満了の日までとする。

○鈴木国務大臣 たいだいま議題となりまして労働組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

労働組合法におきましては、地方労働委員会に定数は、使用者委員労働者委員及び公益委員各五人でありまして、例外として東京都地方労働委員会のみは、その事務が多量なため、中央労働委員会に定数と同じく、各七人となつてゐるのでありますが、改正労働組合法の施行の実績にかんがみましますに、北海道、大阪府及び福岡県の地方労働委員会につきましては、その事務は他の府県の地方労働委員会の事務に比して相当繁忙でありまして、その事務の処理を迅速にし、労働組合法及び労働関係調整法の施行を円滑にいたしますには、これらの地方労働委員会の定数を増加する必要があるに至つたのであります。なおこれにつきましては、昨年秋行われました第四回労働委員会連絡協議会においても、定数の増加が強く希望されたところでありましたので、ここにこれら地方労働委員会の定数を、東京都地方労働委員会の定数と同じく、使用者委員、労働者委員

及び公益委員をおの／＼二人増加し、各七人としたしむために、この法律案を提出した次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願いいたします。

○吉武委員長代理 菅野内閣官房副長官。

○菅野政府委員 夏時刻法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

現行夏時刻法は昭和二十三年より実施せられたのでありますが、昭和二十三年におきましては、立法の時期的關係上、夏時刻は臨時に五月の第一土曜日より開始せられたもので、この法律通り夏時刻が四月第一土曜日から始められましたのは、昨二十四年が初めてでありまして、御承知の通りであります。この夏時刻制度は、何分わが国にとつてまづたく新しい試みでありましたので、政府としまして、その成果には時に大きな関心を持ちまして、一昨年以來その実施の状況を種々調査検討して参つたのであります。その結果、本制度の実施によりまして、日光活用による電力の節約、その他国民生活の改善促進等、所期の好ましい効果は、もちろんこれを収め得たのであります。が、他方実生活面において、種々不都合な点のあることも、また明らかとなつたのであります。そのおもなるもののみを取上げてみますと、大体において夏時刻により、早朝未明、または寒冷時に起床を余儀なくされることに基く生活上の支障であります。が、これらを具体的に検討いたして見ますと、その不都合な点は、おおむね夏時刻の始まる四月において、特に顕著なのであります。もしその始期を五月

月に改めるならば、その大部分は著しく緩和され得る性質のものと考えられるのであります。本制度実施後、各方面で行いました世論調査の結果を見ましても、大多数の意見がその始期を一箇月遅らせることを希望してゐることとは、右の事情を反映するものと思われまします。

ただ問題となりますのは、本制度の大きなねらいの一つである電力節約との關係であります。昨年の夏時刻開始前後、各一週間における実績調査によりまして、四月に夏時刻を実施したことによつて、電力の節約としてはほとんど見るべき効果は得られなかつたのであります。すなわち最大電力においては一・二%の減少を見ましたが、電力量としてはむしろ〇・八%の増加といふ結果を示してゐるのであります。もちろんこれは昨年度のみの調査に基くものであり、かつ電力量の増減は、種種の事情の影響を受けるものでありますから、右の結果をもつて、ただちに決定的判断の資料とはなし得ないのであります。が、なおこれにより、四月の夏時刻制実施と電力消費との關係について、大体の傾向はこれを推知し得るものと考えます。なお四月は一般に雪解けのため、水力電氣も増加し、電力の需給關係は、年間を通じて最も緩和される時期に該当してゐるといふ事情もあるものであります。従ひましてこれらの点を総合判断いたしますと、夏時刻の開始時期を四月から五月に改めましても、電力節約の問題に関しては、さしたる悪影響はないものと考えられるのであります。

以上述べました理由により政府としては、国民生活等の実情を考慮しつつ、しかも本制度の趣旨を十分生かして参りますため、この際夏時刻の現行開始時期たる四月第一土曜日を、五月第一土曜日に改めることといたしまして、ここに本法律案を提案いたした次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決あらんことを希望いたします次第でございます。

○吉武委員長代理 質疑を許します。

○柄澤委員 議事進行について……先日から労働委員会が開かれることを私も熱望しておつたのでございまして、専断裁定その他に関連いたしましたので、今日まで残念ながら開かれなかつたのでございまして、このことは非常にわれ／＼としても遺憾だと思つてゐる次第でございます。きょう実は今運営委員会で、この専断裁定の取扱いにつきまして、われ／＼の各代表が、増田官房長官に政府の態度を明らかにしてもらふことについて質問されてゐる最中ございまして、労働委員長である倉石氏を初めとして、自由党の労働委員会の各委員も、そこに運営委員として出席されてゐるのでございまして、お見受けいたしますと、労働委員の数も非常に少く、私委員会が成立しておらないように思ふのでございまして、議事進行について、その点さういふことが明らかになりましてから、進められていたきたい。でありますからこのままの議事進行について、反対の意見を申し述べたわけでございます。

○吉武委員長代理 ちよつと速記をやめてください。

〔速記中止〕

○吉武委員長代理 それでは労働事情に関する件は次会に持ち越すことにいたします。

次会は明二十三日午前十一時より開会いたすこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十分散会